

令和3年度

農地等利用最適化推進
施策等に関する意見書

佐世保市農業委員会

本市の農業振興において、日頃から積極的な取り組みにご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は依然として、農業者の高齢化や担い手不足、農業収入の減少、遊休農地の増加及び鳥獣被害の拡大とともにコロナ禍の影響なども加わり非常に厳しい状況が続いております。一方で、近年、情報通信技術（ICT）やデジタル技術による生活・産業の改革（DX改革）の進展とともに持続可能な開発目標（SDGs）に対する国内外の関心の高まりなど、これまでとは違った流れが加速してまいりました。

担い手不足という課題に対峙する昨今、活力と魅力ある農業と地域づくりを行い、豊かな未来を次世代に引き継いでいくうえで、これらの動きは新たな潮流を農業分野に引き入れ、技術革新により農業をさらに飛躍させる契機と成り得ます。

このような中、農業委員会では、農業委員会の最も重要な業務に位置付けられている『農地等の利用の最適化の推進』に向け、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に努めております。

本市の財政が厳しい状況であることは十分に理解しておりますが、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するためには、農業施策の企画立案等が不可欠であることから、関係機関において考慮していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、ここに意見を提出いたします。

令和3年8月23日

佐世保市長 朝長 則男 様

佐世保市農業委員会会長 八並 秀敏



令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

1. 担い手対策について

(1) 新規就農対策について

新規就農の初期段階では安定した生活ができるだけの収益確保が難しく、経営が軌道に乗るまでの間、借入や自己の蓄えなどにより凌いでいるのが現状です。場合によっては農業による経営が見通せず離農してしまうケースも見受けられます。

さらに、農業経営初期段階で多額の負債が生じることは、新規就農に踏み切れないことの一因ともなっています。新規就農者が、自己の生活を安定させ、営農を持続させるためには十分な資金が必要です。

このような新規就農者に対しては、国の「農業次世代人材投資事業」とともに市においても「新規就農者支援事業」により支援していただいておりますが、これらの支援策をより有効かつ積極的に運用し、兼業農家や親元就農、Uターン・Iターン者などの多様で幅広い人材についても、地域に根付いた農業者として成長してもらうことで担い手不足の解消に繋げていただくようお願いいたします。

また、農外参入企業については、その資本力に応じた経営規模も大きく、それに伴い農地集積についても期待できることから、積極的な誘致策を検討していただきますようお願いいたします。

(2) 担い手への農地集積・集約化について

現在、「人・農地プラン」の実質化に向けて具体的な話し合いが進められていますが、地域の実情や特性を踏まえた多様な農地利用を推進する観点から、位置づけられた担い手へ確実に農地集積が進むよう中心経営体の育成とともに地域における特定品目(特産品)の産地化など生産振興の推進に引き続き総合的な支援体制の強化をお願いします。

また、一方で営農している農地に隣接する遊休地化した農地や今後遊休地化が見込まれる農地については、有害鳥獣の被害防止や水路の維持など営農を行う上で、適切に農地の管理を行う必要があります。

以前は国県の事業により個々の遊休農地の解消が図られてきたところですが、現在は事業も終了しており単独で行える事業がない状況にあります。

また、「中山間地域等直接支払制度」等に取り組んでいる地域については、農地や水路等の維持管理が行われてはおりますが、実施している地域も減少傾向にあり、今後、農地の保全が維持できるか懸念されているところでもあります。

人・農地プランに位置づけられた担い手が地域で安定的に営農を行うためにも、これら担い手に集積されない農地を継続的に保全するため、住民参加型の景観作物や市民農園等、新たな取り組みを検討していただきますようお願いいたします。

2. 営農環境の整備について

意欲ある生産者が継続して安定的に営農を行うためには、農地の生産基盤の整備は必要不可欠であります。

整備のための支援措置として、国県の事業（「畑地帯総合整備事業」等）がありますが、事業規模などの要件も高く厳しいものがあります。

一方で事業要件も低くきめ細かな支援メニューがある「農地耕作条件改善事業」による農地等の整備は、農作業の効率と安全性を高めるとともに収益の向上が見込まれることから、市としても積極的に事業の周知と推進を生産者に働きかけていただきますようお願いいたします。

また、地域の農道（耕作道含む）に対する補修整備については、現在、市より生コンクリートなどの原材料の支給が実施されており大変助かっていますが、一部の農道ではアスファルト舗装となっている場合もありますので、地域の現況に合わせた原材料の支給を考慮していただきますようお願いいたします。

3. 次世代農業の実現に向けた取り組み（スマート農業の推進）

農業従事者の高齢化が急速に進み、担い手不足による労働力不足が深刻化してきている中、昨今の技術革新等によりロボット技術・情報通信技術（ICT）の目覚ましい発展は、農業分野においても農作業の省力化とともに、栽培技術の高度化など今後の農業のスタンダードとなりえる可能性を秘めています。

すでにドローンによる防除や施設園芸における環境制御技術などが導入されており、その効果についても実績を上げており、今後ますますその必要性が増してくるものと思われますので、AIやICT等を活用するスマート農業の普及に対する推進支援体制の強化をお願いします。

特に、地域で導入されているドローンについては、利用の積極的な促進を図るため、導入経費の助成とともに、運用する際に必須となる「操縦技能証」の取得推進について支援をお願いします。

また、有害鳥獣対策については、「防護・棲み分け・捕獲」の3対策の効果をより向上させるためにもICTを活用した先端技術による効率的な捕獲技術の導入等の検討をお願いします。

さらに、農家の所得向上と農業経営の着実な発展を図るためには、自らの経営を客観的に把握し経営管理を行うことが重要です。このためには青色申告をすることが前提ですが、AIやICT等の技術を活用することで、経理処理が容易になり青色申告ができるばかりでなく、経営診断・経営分析までが可能となります。是非これらの技術を活用した経営管理の推進をお願いいたします。

4. 国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査については、本市では令和2年度に10箇年計画が策定され、現在、市中心部を基本に調査が実施されていますが、周辺部の農村地域ではまだ未調査地域が多く農業委員会において法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合が多々あります。

今後、農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査を更に推進していただきますようお願いいたします。

特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきますようお願いいたします。